複製・転載を禁止します。

講演２ 公共工事における発注者責任について

Ⅰ. はじめに

- 近年の**アスベスト被害**の状況
- 安全衛生と環境保全は、事業者責任から**事業者と発注者の連帯責任**へ

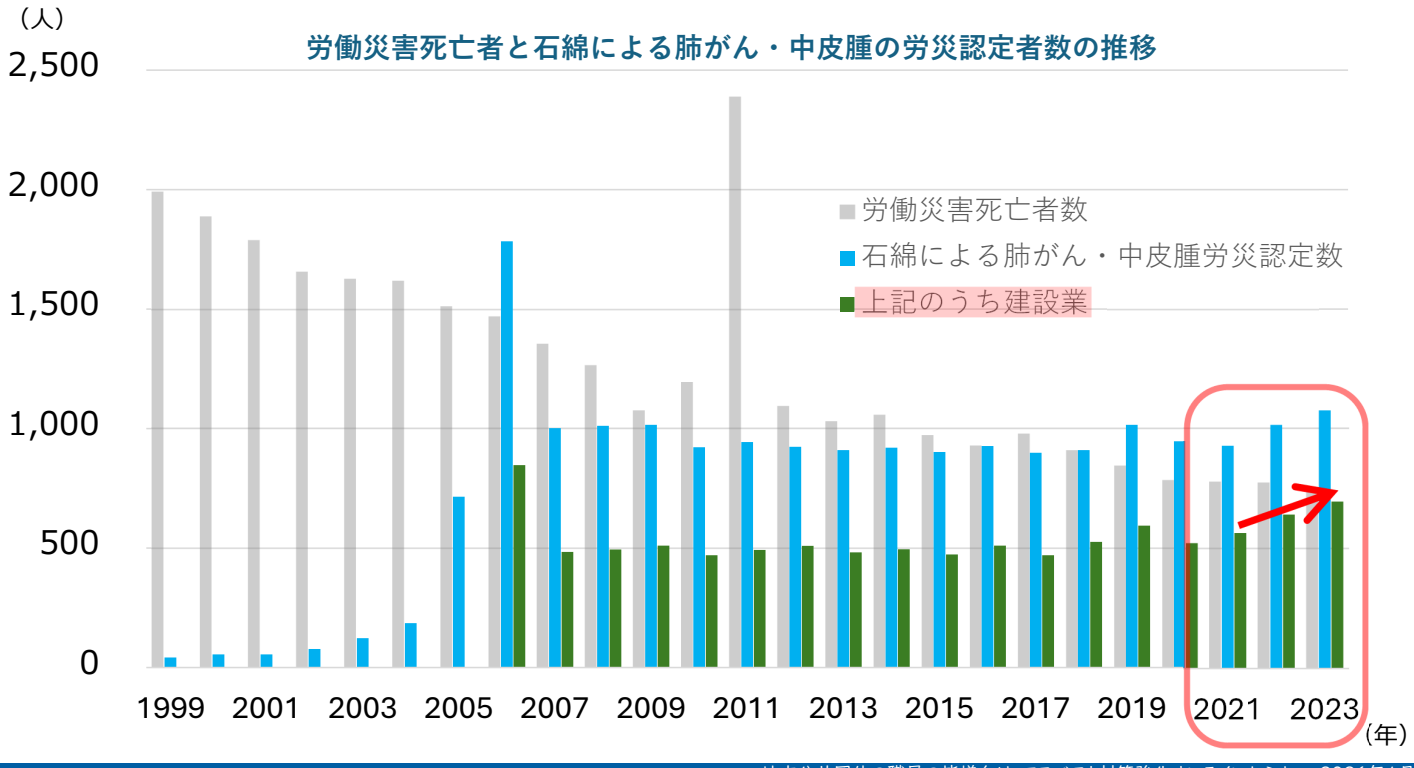
2. 解体・改修工事の発注者の責任と役割

- **発注時の注意事項**（レベルⅠ、２の**石綿除去業者の技術・技能**の把握等）
- **事前調査の注意事項**（発注前調査の不備、層別分析等）
- **事前調査結果報告を受ける際の注意事項**
- **レベルⅠ、2の石綿除去作業の届出書の確認**
- 近隣対応は**リスクコミュニケーションガイドライン**に則りましょう
- 除去等**作業の結果報告**の確認ポイント

石川 宣文（ASA 理事）

1. はじめに

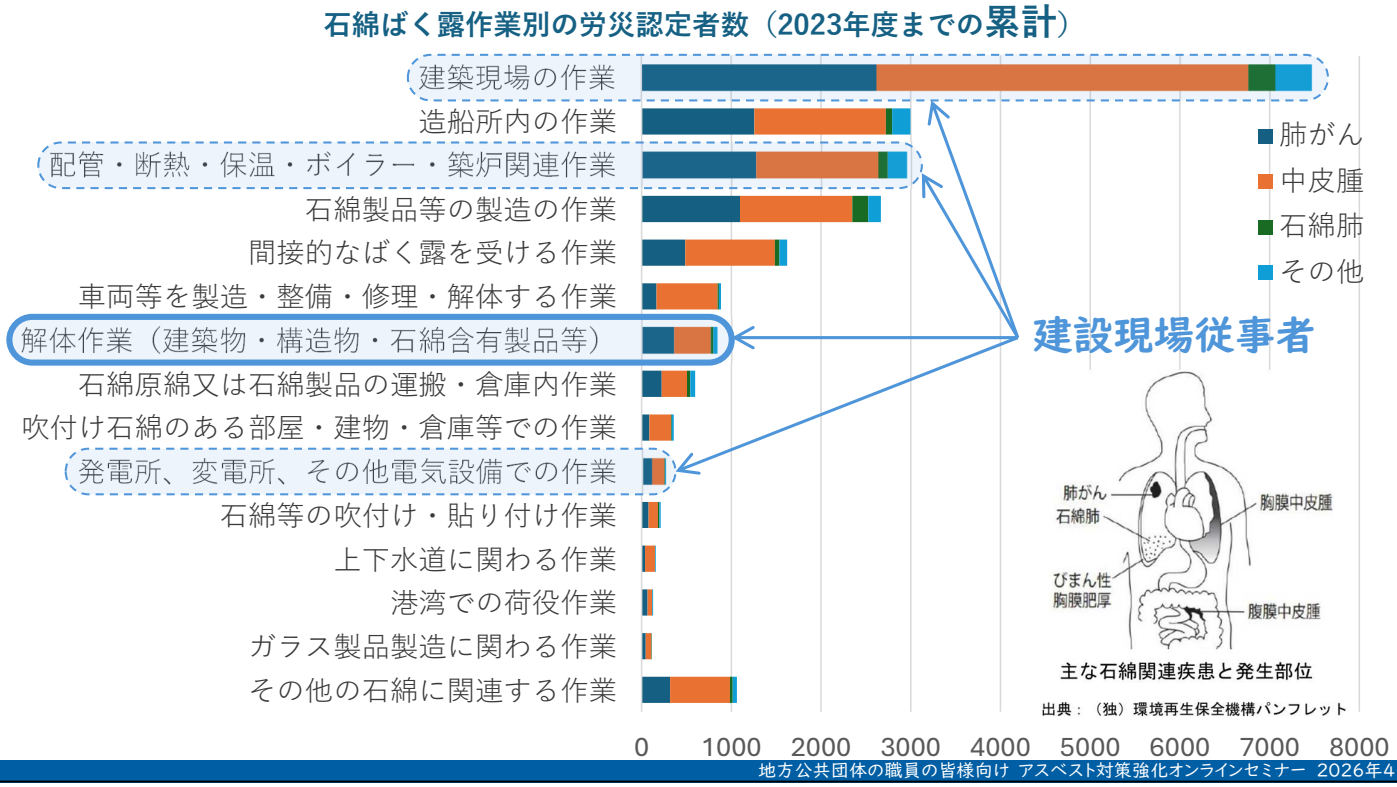
- 近年は**建設業従事者のアスベスト被害**が増加傾向です



複製・転載を禁止します。

1. はじめに

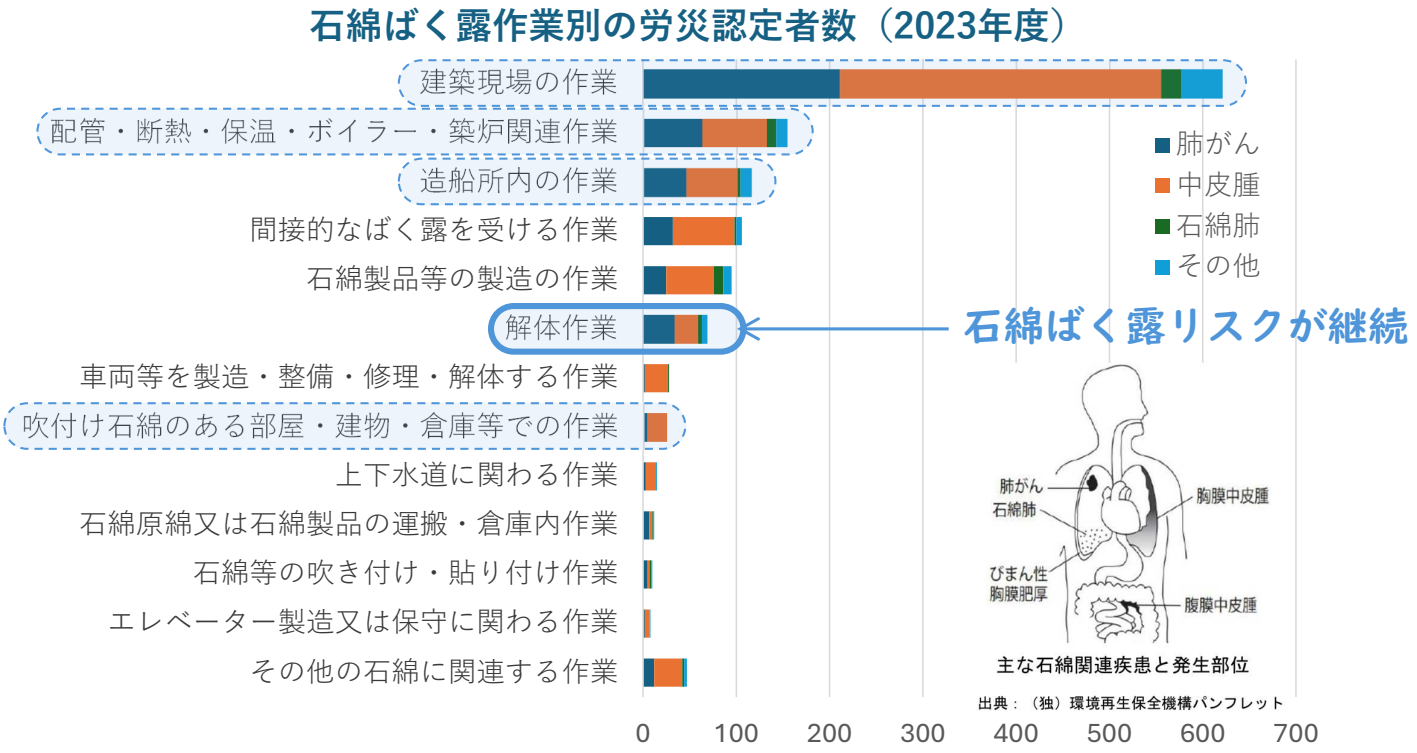
- 累計では**使用禁止以前の建築物、工作物での石綿ばく露**が多い
- 解体等作業時の石綿ばく露のリスクは**現在も継続**しています



一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

1. はじめに

- 近年は**改修・解体作業従事者のアスベスト被害**が増加傾向です



複製・転載を禁止します。

1. はじめに

• 安全衛生と環境保全は、事業者責任から**事業者と発注者の連帯責任**へ

労働安全衛生法（事業者の責務）
第三条
3　建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

大気汚染防止法（特定工事の発注者等の配慮等）
第十八条の十六
特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

大気汚染防止法（特定粉じん排出等作業の実施の届出）
第十八条の十七
特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下この条及び第十八条の十九において「届出対象特定工事」という。）の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
※ 平成26年6月　届け出義務者を事業者から発注者に改正

2. 解体・改修工事の発注者の責任と役割

• 解体・改修工事における**石綿ばく露・飛散防止対策の手順**

① **発注**
② **事前調査** ： 発注前調査の注意点、事前調査費用の発注者負担
③ **報告** ： 事前調査結果の発注者報告
④ **届出** ： 特定粉じん排出作業実施届の義務者は発注者
⑤ **掲示等による事前調査結果・作業内容の周知** ： 近隣対策のルール
⑥ **作業前処理**
⑦ **除去作業**
⑧ **事後処理** ： 除去作業の発注者報告

全ての建築物・工作物の解体・改修工事において、着工前に有資格者が石綿含有建材の事前調査②を行い、公衆・作業者に見やすい場所に事前調査結果と作業内容を掲示⑤することが義務付けられています。さらに、一定規模以上の工事は、事前調査結果を自治体と労働基準監督署へ報告③することが義務付けられます。

ここでは、それぞれの手順において、発注者の役割と必要な知識を解説します。

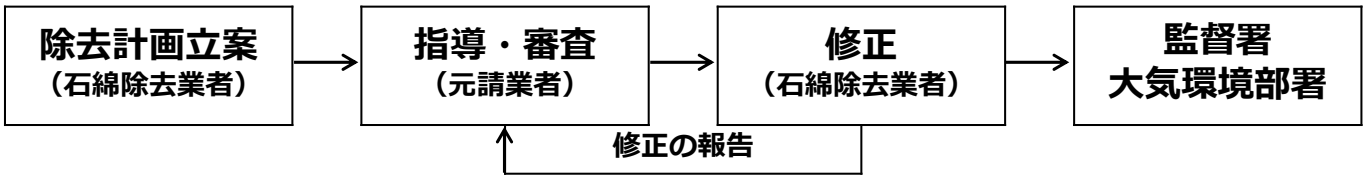
ASA Asbestos Surveyors Association 一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

複製・転載を禁止します。

① 発注時の注意事項

- **レベル１、２の石綿除去業者の技術・技能を把握しましょう**
- 発注者には、**解体・改修工事の安全性と品質確保を可能とする発注**に意を尽くすことが求められます
- 解体等工事では、**レベル１、２のアスベスト除去作業は石綿除去業者**、レベル３の除去作業は解体業者が担当することが一般的です

＜レベル１、２の作業計画作成の流れ＞



作業計画の作成にあたり、石綿除去工事の施工管理について知識を有している者が参画し、施工計画、仮設計画等について、法令違反がないこと、予想される危険性の防止措置、安全で合理的な作業工程の設定などについて審査します。

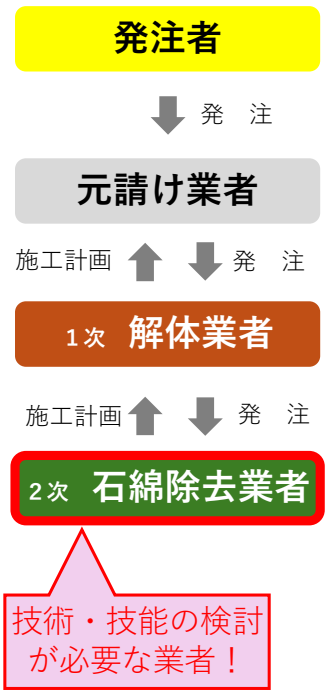
元請業者に石綿除去工事の施工管理に精通した者が在籍している必要があります。

2．解体・改修工事の発注者の責任と役割

ASA Asbestos Surveyors Association 一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

① 発注時の注意事項

- **レベル１、２の石綿除去業者の技術・技能を把握しましょう**



- 解体等工事では、競争参加資格ランク付け上位の元請業者との請負契約は「施工の安全性」の担保と連動しません
- 解体等工事の「施工の安全性」を担保するポイントは次の通りです
 - ➢ 石綿除去を担当する業者の技術・技能レベルを施工実績等で把握し、解体・改修工事案件の規模ごとに必要な技術・技能レベルを検討する
 - ➢ 元請業者で石綿除去工事計画の審査を担当する者の、石綿除去工事の審査実績を確認する
- 解体等工事の業者選定において、工事金額のみにより機械的に業者を選定することがあってはなりません

 （一般的な公共工事の入札方式（発注者が提示した内訳書に指名業者が費用を入れる方式）は不適切です）

地方公共団体の職員の皆様向け アスベスト対策強化オンラインセミナー 2026年4月

ASA Asbestos Surveyors Association 一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

複製・転載を禁止します。

① 発注時の注意事項

- **レベルⅠ、２の石綿除去業者の技術・技能を把握しましょう**

参画者の資格については労働安全衛生法で一定の要件を満たす者でなければならないと規定されています。

解体等工事の入札参加を希望する業者に対する事前審査確認項目の例として、以下のようなものが考えられます

① 事業者の詳細なアスベスト対策工事の施工実績

② 直接雇用しているアスベスト関連資格所有者（「建築物石綿含有建材調査者」「工作物石綿事前調査者」「石綿作業主任者」「特別管理産業廃棄物管理責任者」等）の人数、それぞれの資格取得時期、従事したアスベスト対策工事の経歴

③ アスベスト除去作業を下請け業者に外注する元請事業者（解体業者・総合建設業者）については、アスベスト除去作業を担当する下請け業者のアスベスト対策工事の受注実績と、施工能力（②と同じ内容）

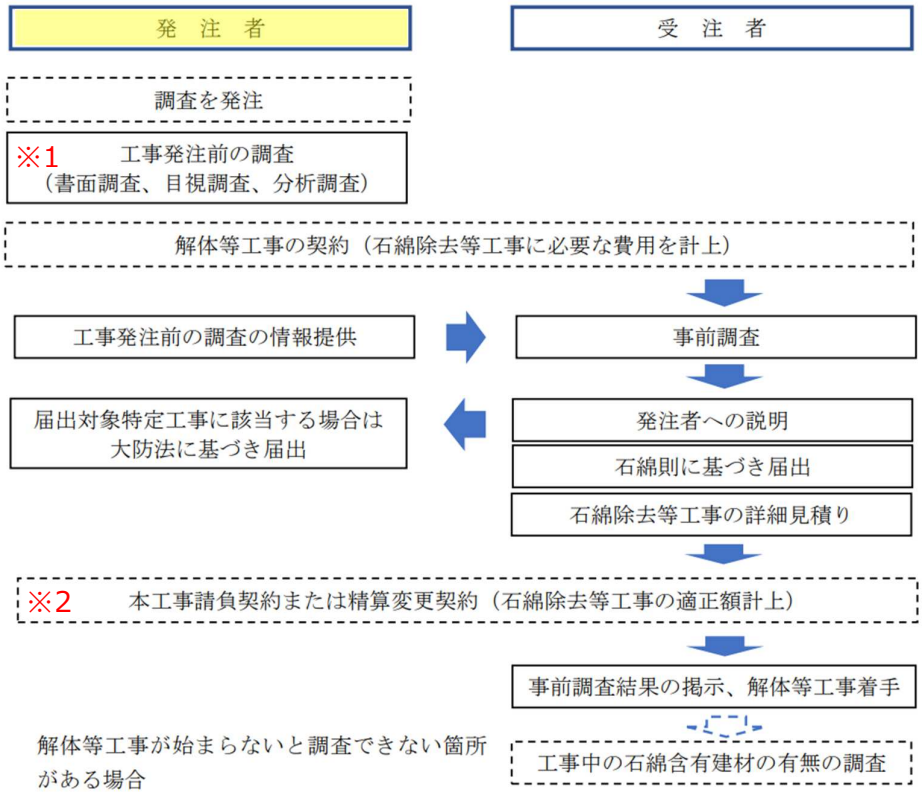
ASA Asbestos Surveyors Association 一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

① 発注時の注意事項

- **工事発注前の調査と契約変更への備えが必要です**

事前調査の実施の義務は、元請業者等及び事業者が負い、事前調査の結果（石綿含有建材の有無等）に応じて、解体等工事の費用・工期が大きく変わる可能性があります。

発注者は、解体等工事の契約前の段階で石綿含有建材の有無を調査しておく※1ことや、変更契約（精算変更契約など）により費用や工期等を確保する※2ことが重要です。



出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和8年２月）のP104の図を一部加工

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会
複製・転載を禁止します。

② 事前調査の注意事項

- **石綿使用実態調査の対象建材は限定的です**

総務省による建築物の石綿使用状況の把握調査（2016年10月1日時点）

- 対象施設：地方公共団体所有の建築物のうち他省庁調査との重複を除いたもの
- 対象建材：
 - （1）吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール
 - （2）石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材、断熱材等
- 使用実態調査の進捗率
 - （1）吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール：96.8%
 - （2）石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材、断熱材等：65.0%。

レベル1に該当する石綿含有吹付けバーミキュライトや石綿含有吹付けパーライト、レベル３建材、石綿含有仕上塗材は把握調査の対象外です。

2．解体・改修工事の発注者の責任と役割

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

② 事前調査の注意事項

- **工事発注前の調査の不備に注意しましょう**

【現状の課題】

事前調査は、的確かつ網羅的に行うことができるよう、一定の知識及び技能を有した者が行う必要があります。

現在は有資格者による事前調査が義務付けられていますが、事前調査や工事発注前調査を担当する有資格者が、十分な知識を有していない、調査経験に基づく技能を有していないなどの理由により、「石綿含有建材の見落とし」や「建材の種類の誤認」など、調査の信頼性が確保されたとは言えない事例が発生しています。

そのような現状と、発注者等からの相談を受けて、ASAでは一定の知識及び技能を有している有資格者を独自に認定する「ASA認定調査者制度」を創設しました

ASA認定調査者制度について

地方公共団体の職員の皆様向け アスベスト対策強化オンラインセミナー 2026年4月

ASA Asbestos Surveyors Association 一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

② 事前調査の注意事項

複製・転載を禁止します。

- **工事発注前の調査の不備に注意しましょう**

工事発注前に調査が行われている場合には、元請業者による事前調査は、発注前調査の内容を確認し、不備があれば補う調査となります。

発注前調査の不備の事例として、次のようなものがあります。

1. **記録等事項**の不備
2. 層構成のある建材の**層別分析の未実施**
3. バーミキュライト吹付、パーライト吹付を**建築用仕上塗材と誤判断**
4. **特定工作物調査**の未実施
5. **分析調査担当者の資格**が不明
6. **事前調査担当者の資格**が不明

ASA Asbestos Surveyors Association 一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

② 事前調査の注意事項　工事発注前の調査の不備を防ぐ

1. 記録事項の不備を確認しましょう

記録等事項の不備の事例として、次のようなものがあります。

- そのあとに行われる工事の範囲が不明
- 事前調査の範囲が不明
- 分析試料を採取した場所が不明
- 材料ごとの石綿含有の有無が不明
- 疑義建材を石綿なしと判断した根拠が不明
- 確認できなかった箇所の有無や部位が不明

次のスライドに事前調査の記録等事項を示します。

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会
複製・転載を禁止します。

② 事前調査の注意事項　工事発注前の調査の不備を防ぐ

1. 記録事項の不備を確認しましょう

大気汚染防止法（大防法施行規則第16条の8）	石綿障害予防規則（第３条第７項）
解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	事業者の名称、住所及び電話番号
解体等工事の場所、解体等工事の名称及び概要	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
事前調査を終了した年月日	調査終了日
解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガスケット等の設置日を書面で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）	着工日等（使用禁止が猶予されていたガスケット等の設置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物の構造
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分 分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所	事前調査を行った部分 （分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
事前調査の方法	事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
• 調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名 • 事前調査を行った者が、環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し • 分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	• 事前調査を行った者の氏名 • 事前調査を行った者が、厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し • 分析調査を行ったときは、当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し
解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠（石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む）
－	解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和8年２月）

2．解体・改修工事の発注者の責任と役割

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

② 事前調査の注意事項　工事発注前の調査の不備を防ぐ

2. 層構成のある建材は層別分析を指定しましょう

建築用仕上塗材や床仕上げ材など、層構成のある建材の層別分析はJIS A1481-1で行います。以下に、JIS A1481-1の特徴を示します。

JIS A 1481-1（定性分析方法１）実体微鏡鏡観察

アスベストを建材に添加する際には、多くの場合束になった長い繊維を使用するため、多くの石綿含有建材は実体顕微鏡観察でアスベストが検出できます。

実体顕微鏡観察の手順

① 試料をグラシン紙やトレイなどの容器におき、ピンセットやプローブ（探針）を使って全体を詳しく探索する。



一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会
複製・転載を禁止します。

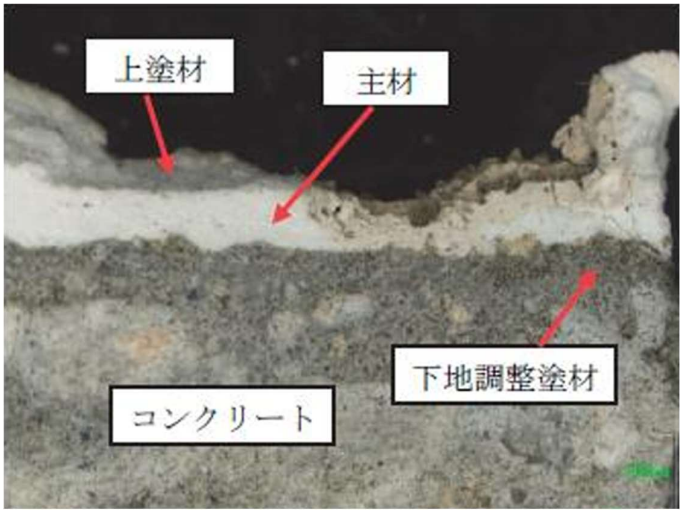
② 事前調査の注意事項　工事発注前の調査の不備を防ぐ

2. 層構成のある建材は層別分析を指定しましょう

JIS A 1481-1（定性分析方法１）実体顕微鏡観察

② 層をなしている試料や不均一な試料は、**全ての層**、全ての部分を十分に観察して特徴を記載する。

③ 確認された繊維が**どの層からとられたかを記録**し、形状、色から繊維の種類を仮に同定する。



出典：石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第２版】（令和4年3月）

2．解体・改修工事の発注者の責任と役割

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

② 事前調査の注意事項　工事発注前の調査の不備を防ぐ

2. 層構成のある建材は層別分析を指定しましょう

JIS A 1481-1（定性分析方法１）偏光顕微鏡観察

実体顕微鏡観察で仮に同定した繊維は、その後偏光顕微鏡で光学的性質を確認して最終的な同定を行います。

留意点１：偏光顕微鏡用の標本にするのは数mg 程度の量であるのに対し、実体顕微鏡では数gの試料を観察することができ、全体をより把握しやすい。微量のアスベストを検出するためには、この段階で細心の注意を払うことが重要である。

留意点２：一部の層にのみ比較的低濃度のアスベストが含まれている場合には全体を混ぜると検出が困難になる場合もあるので、**層に分かれているものは層別に分析を行う**。

留意点３：実体顕微鏡観察は倍率10倍程度で行い、より詳細に繊維の細部を確認したい場合には倍率を上げて観察を行なう。この仮同定の結果に基づいて、偏光顕微鏡用の標本をつくる際の浸液を選定する。

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会
複製・転載を禁止します。

② 事前調査の注意事項　工事発注前の調査の不備を防ぐ

3. バーミキュライト吹付、パーライト吹付を建築用仕上塗材と見分ける

石綿含有吹付けバーミキュライト、石綿含有吹付けパーライトの除去作業は、レベルⅠに分類され、石綿含有建築用仕上塗材とは作業基準が異なります。

公共建築工事標準仕様書では、吹付けパーライトと吹付けバーミキュライトは、軽量骨材仕上塗材として建築用仕上塗材に分類されますが、大防法と石綿則では石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライトは吹付け石綿（レベルⅠ）として扱われることに注意が必要です。

取り違えを防ぐためには、書面調査時の製品名の確認や、分析調査時の材種判定による骨材の種類特定が有効です。

石綿含有仕上塗材は、環境省が行った実態調査及び実験の結果を踏まえ、施工方法にかかわらず吹付け石綿及び石綿含有断熱材等以外の特定建築材料として扱う。

ただし、石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）については、これまでと同様「吹付け石綿」として扱う。

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（環水大大発第2011301号　令和２年11月30日）

2．解体・改修工事の発注者の責任と役割

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

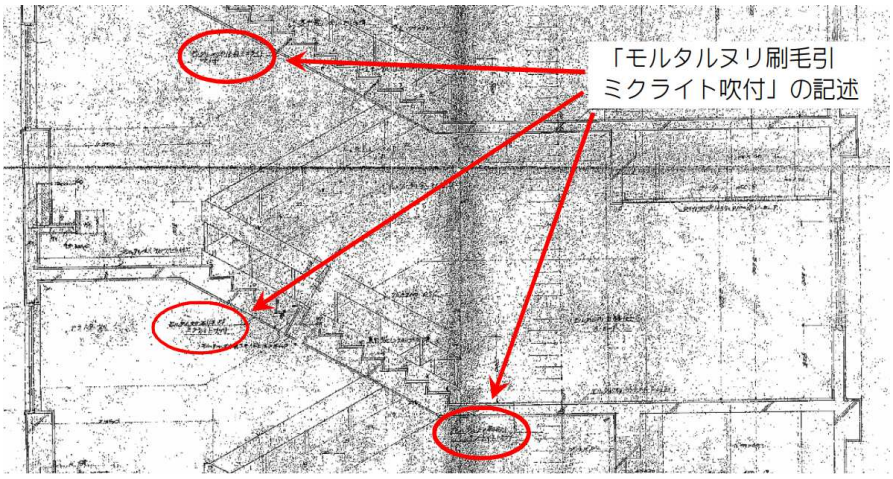
② 事前調査の注意事項　工事発注前の調査の不備を防ぐ

3. バーミキュライト吹付、パーライト吹付を建築用仕上塗材と見分ける

設計図の多くは、建材の製品名が記載されており、代表的な製品名の知識が必要です。

石綿含有吹付けバーミキュライトの代表的な製品名は、ミクライト吹付け、ゾノライト吹付けです。

石綿含有吹付けパーライトの代表的な製品名は、ダンコート吹付け、アロック吹付けです。



図出典：佐渡市立両津小学校アスベスト健康対策等専門委員会報告書（2008年10月 発行）

石綿含有吹付けバーミキュライト	石綿含有吹付けパーライト
ミクライト ウォールコートM折板用	ダンコート
ゾノライト吹付け、モノコート ハーミックス AP、ミクライト AP バーミライト	アロック

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会
複製・転載を禁止します。

② 事前調査の注意事項　工事発注前の調査の不備を防ぐ

4. 特定工作物の見落としを防ぎましょう

特定工作物とは、石綿が含まれているおそれが高いものとして、厚生労働大臣・環境大臣が指定した工作物です。現在17種類が指定されています。

＜報告対象となる工作物（特定工作物）＞

① 反応槽、② 加熱炉、③ ボイラー・圧力容器、④ 焼却設備

⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑥ 配電設備

⑦ 変電設備、 ⑧ 送電設備（ケーブルを含む。）

⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）

⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）

⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）

⑫ トンネルの天井板、⑬ プラットホームの上家、⑭ 遮音壁

⑮ 軽量盛土保護パネル、⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）

2．解体・改修工事の発注者の責任と役割

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

② 事前調査の注意事項　工事発注前の調査の不備を防ぐ

4. 特定工作物の見落としを防ぎましょう

建築物内に設置された特定工作物の事前調査には「工作物石綿事前調査者」資格が必要です。特定工作物の見落としと、調査担当者の資格を確認してください。

工作物の定義（石綿則第３条　解釈例規）

○ 「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものである。

○ 「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、**建築物内に設置されたボイラー**、**非常用発電設備**、**エレベーター**、**エスカレーター**等又は製造若しくは発電等に関連する**反応槽**、**貯蔵設備**、**発電設備**、**焼却設備**等及びこれらの間を**接続する配管**等の**設備**等があること。

なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、**かご等は工作物**であるが、昇降路の壁面は建築物であることに留意すること。

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会
複製・転載を禁止します。

② 事前調査の注意事項　工事発注前の調査の不備を防ぐ

5. 分析調査担当者の資格証を確認しましょう

○ 適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者

ア 分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者

イ アと同等以上の知識及び技能を有すると認められる以下(ア)から(オ)までに掲げる者

（ア）公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者

（イ）一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者

（ウ）一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」

（エ）一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

（オ）一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

2．解体・改修工事の発注者の責任と役割

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

② 事前調査の注意事項　工事発注前の調査の不備を防ぐ

6. 必要な資格の種類を確認しましょう

区分	調査対象	事前調査の資格（下記のいずれか）
建築物	建築物	• 一般建築物石綿含有建材調査者 • 特定建築物石綿含有建材調査者
特定工作物 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号）	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）	• 工作物石綿事前調査者
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和５年９月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物 （※） 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

地方公共団体の職員の皆様向け アスベスト対策強化オンラインセミナー 2026年4月

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

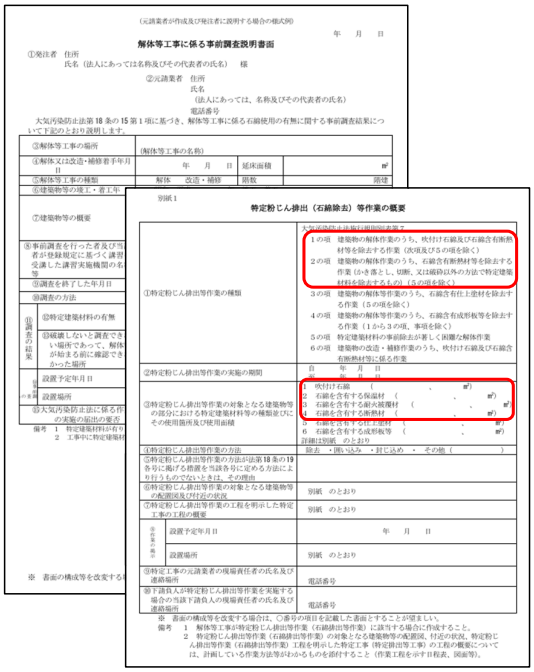
複製・転載を禁止します。

③ 事前調査結果報告を受ける際の注意事項

- **事前調査説明書面で確認不可能な部位と除去作業の概要を確認しましょう**

元請業者は、作業開始前に事前調査の結果を発注者に書面で説明し、説明の書面の写しを3年間保存しなければなりません。

- 事前調査において破壊しないと調査できない場所であって解体等工事が始まる前には**石綿含有建材の有無を確認できなかった場所**の有無
 - ➡ 該当箇所は解体等工事開始後に事前調査を行った者（有資格者）が確認する
 - ➡ 工事中に新たに石綿含有建材が発見された場合は、作業を中断し、発注者に連絡するとともに、有資格者に石綿含有建材の有無を判断してもらい、必要な手続きを取る必要がある（例えば、吹付け石綿等が確認された場合、大防法及び石綿則による届出が必要）
- 石綿含有建材の**除去作業の概要**
 - ➡ 別紙１　①、③欄で確認する



（元請業者が作成及び発注者に説明する場合の様式例）

年　月　日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者　住所
氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）　様

②元請業者　住所
氏名
（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	（解体等工事の名称）			
④解体又は改造・補修着手年月日	年　月　日	延床面積		㎡
⑤解体等工事の種類	解体	改造・補修	届数	箇所
⑥建築物等の竣工・着工年				
⑦建築物等の概要				
⑧事前調査を行った者及び当者が登録規定に基づく講習受講した講習実施機関の名等				
⑨調査を終了した年月日				
⑩調査の方法				
事前調査の結果 ⑪特定建築材料の有無				
⑫破壊しないと調査できない場所であって、解体が始まる前に確認できなかった場所				
工事の概要 設置予定年月日				
設置場所				
⑬大気汚染防止法に係る作の実施の届出の要否				

備考　1　特定建築材料とは、
2　工事中に特定建築材

※　書面の構成等を改変する

別紙1

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

大気汚染防止法施行規則別表第7

①特定粉じん排出等作業の種類	1の項　建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項　建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（1小さ落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項　建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項　建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項　特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項　建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自　年　月　日 至　年　月　日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1　吹付け石綿　（　　、　　㎡） 2　石綿を含有する保温材　（　　、　　㎡） 3　石綿を含有する耐火被覆材　（　　、　　㎡） 4　石綿を含有する断熱材　（　　、　　㎡） 5　石綿を含有する1から4に掲げ　（　　、　　㎡） 6　石綿を含有する成形板等　（　　、　　㎡） 詳細は別紙　のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去　・囲い込み　・封じ込め　・その他（　　）
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙　のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙　のとおり
作業の届出 設置予定年月日	年　月　日
設置場所	別紙　のとおり
⑧特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑨下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※　書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。
備考　1　解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
2　特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

④ レベル1、2の石綿除去作業の届出書の確認

- **レベル1、2の石綿除去作業の届出書を確認しましょう**

平成25年の改正大防法で、**レベル1、2の石綿除去作業の届出義務者**が事業者から発注者に変更され、石綿除去業者が届出書を作成して発注者名義で届出ることになりました。

発注前に**基本的な石綿除去計画を立案**し、石綿除去業者が作成する石綿除去作業届（**特定粉じん排出作業等実施届**）の届出前に**整合を確認**しましょう。

基本的な石綿除去計画の作成時と工事中のチェックポイントの例

1. 隔離空間の**設置計画**と隔離空間内の**空気の流れ**
2. 集じん排気装置の**設置場所**と**排気計画**
3. 集じん排気装置の**正常な稼働**の確認
4. 作業場所及び前室の**負圧保持**の確認
5. 天井裏に**堆積した石綿**の飛散防止対策

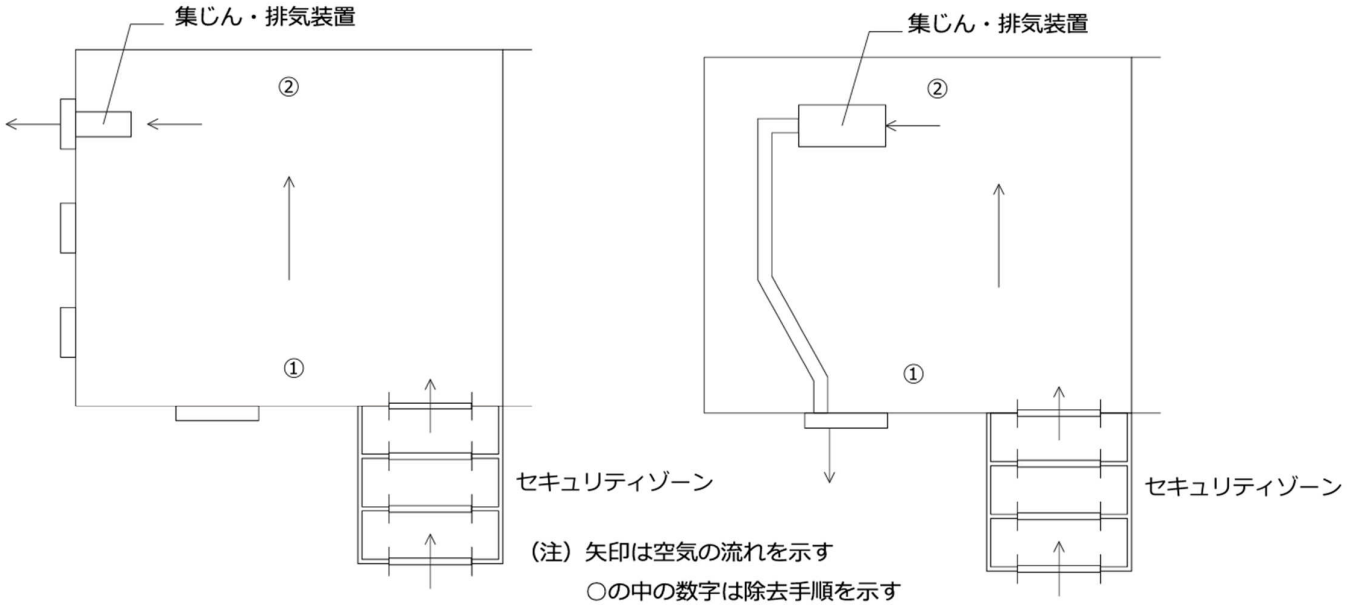
一般社団法人
建築物石綿含有建材調査者協会

④ レベル1、2の石綿除去作業の届出書の確認

複製・転載を禁止します。

1. 隔離空間の設置計画時は、隔離空間内の空気の流れを確認しましょう

隔離空間は、集じん排気装置により排気し、セキュリティーゾーンから給気して隔離空間内を負圧に保ちます。隔離空間内の空気の滞留を防ぐために、セキュリティーゾーンと集じん排気装置を対角線上に設置する必要があります。



一般社団法人
建築物石綿含有建材調査者協会

④ レベル1、2の石綿除去作業の届出書の確認

2. 集じん排気装置の設置場所と排気計画に注意しましょう

集じん排気装置の台数は、隔離空間内の空気を４回／ｈ以上換気できるよう決定します。排気ダクトが長い場合や、曲がりが多い場合は、圧力損失を考慮して排気能力を設定します。また、複数の集じん排気装置で排気ダクトを共有する計画は不適切です。


排気ダクト

図出典：六番町駅アスベスト飛散にかかる健康対策等検討会報告書　平成29年3月

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

④ レベル1、2の石綿除去作業の届出書の確認

複製・転載を禁止します。

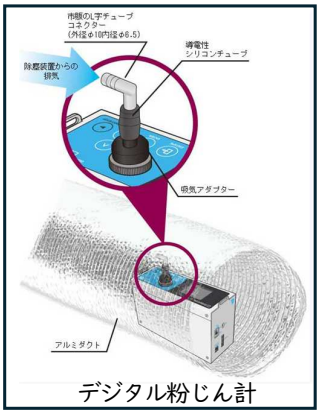
3. 集じん排気装置の正常な稼働を確認しましょう

集じん排気装置に起因する石綿の漏えいの原因

a. 集じん・排気装置本体の隙間の存在

b. フィルタの装着忘れ

c. フィルタの装着不備（取付部への異物の挟み込み、フィルタの締付等固定の不備、フィルタと函体の間の隙間の存在等）



デジタル粉じん計

タイミング・頻度	確認の方法等
初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	◆ 粉じんを迅速に測定できる機器 ✓ デジタル粉じん計 ✓ パーティクルカウンター ✓ 繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター） ◆ 確認事項 作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと
除去等を行う日の開始後	
集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合	
その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）	

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

④ レベル1、2の石綿除去作業の届出書の確認

4. 作業場所及び前室の負圧保持を確認しましょう

集じん・排気装置の稼動後は、下表のタイミングで適切な負圧が常時確保されていることを確認します。

負圧状態の確認は、スモークテスターや微差圧計等で行います。

微差圧計を用いる場合、作業場内の差圧は-2～-5Pa が目安です。

隔離シートに破損はないか、作業場の隔離とセキュリティゾーンの取り合い部分に隙間はないか、隔離シートの接続部に隙間はないか、隔離シートを貫通する排気ダクト等に隙間はないか等、目視及び触診で確認するとともに、当該部分にスモークテスター等の煙をあてて確認します。


微差圧計

タイミング・頻度	確認の方法等
除去等を行う日の作業開始前	◆ 確認の方法 ✓ 微差圧計による測定 ✓ 目視による空気の流れの確認 ◆ 確認事項 負圧が確保されていること
作業中断時 （休憩や当日の作業終了で退室した時）	


スモークテスター

ASA Asbestos Surveyors Association 一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

④ レベル1、2の石綿除去作業の届出書の確認

複製・転載を禁止します。

5. 劣化や損傷により脱落し、天井裏に堆積した石綿に注意して下さい

天井裏の鉄骨耐火被覆や屋根折板の断熱材等に吹付け石綿等が施工されている場合は、経年劣化や結露、損傷等により脱落し、天井仕上材の裏面に吹付け石綿等が堆積しているおそれがあります。

天井裏に吹付け材が施工されている場合は、吹付け材の石綿含有の有無を確認し吹付け石綿等の場合は、天井仕上材を撤去する前に負圧隔離養生を行い、高性能真空掃除機で清掃を行いながら天井仕上材や天井機器等を撤去します。





写真出典：堺市立小学校におけるアスベスト検出事案に関する報告書　令和5年3月

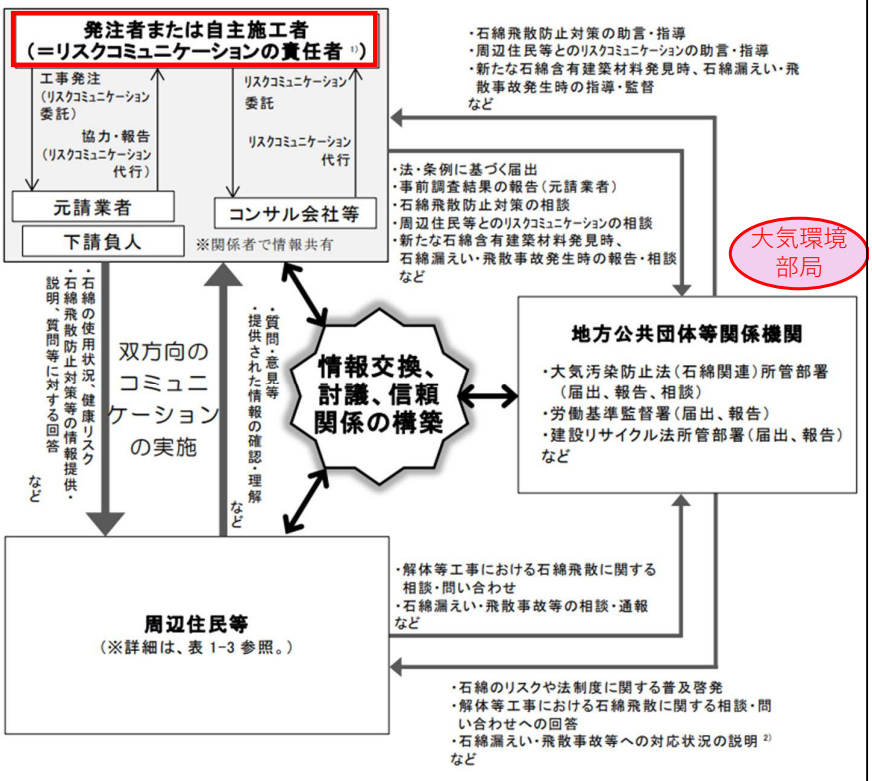
ASA Asbestos Surveyors Association 一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

⑤ 掲示等による事前調査結果・作業内容の周知

- **近隣対応はリスクコミュニケーションガイドラインに則りましょう**

「事前調査結果と作業内容の公衆への掲示」が、大防法で義務付けられています。

掲示は、最低限の措置であり、環境省は、主に解体等工事の発注者や自主施工者を対象とした、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドラインを公表し、石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションを進める際の基本的な考え方や具体的な手順等を解説しています。



一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会
複製・転載を禁止します。

⑤ 掲示等による事前調査結果・作業内容の周知

- **近隣対応は<u>リスクコミュニケーションガイドライン</u>に則りましょう**

リスクコミュニケーションの流れは、下図の通りです。

リスクコミュニケーションに先立ち、以下の準備を行います。

② 周辺地域に関する情報の収集

③ 事前調査の実施

④ 大気環境部局や自治会長等に相談し、リスクコミュニケーションの実施時期や対象範囲、情報提供する事項と提供方法を検討・決定し、問い合わせ等を準備する

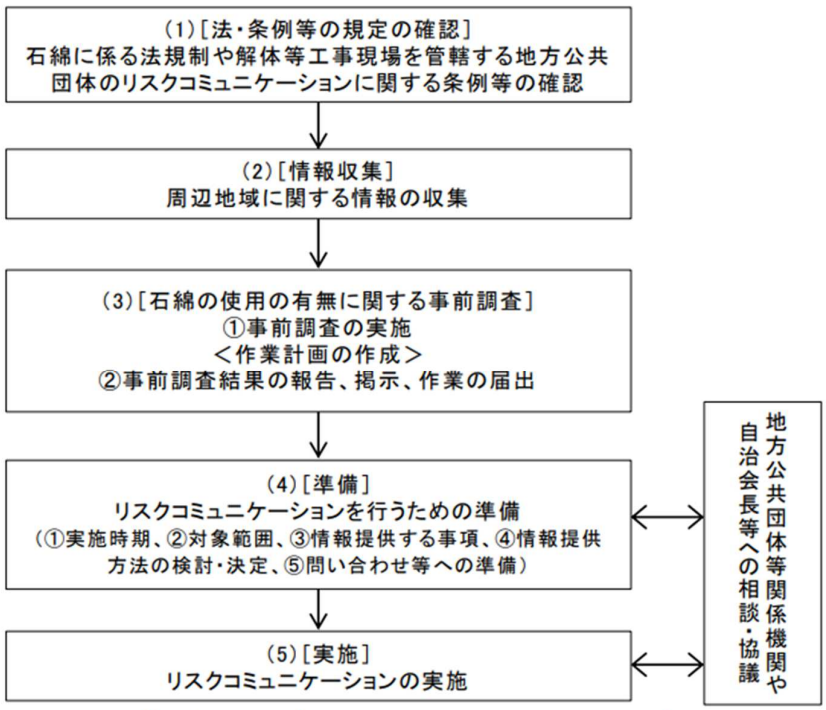


図 2-1 石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションの流れ

2．解体・改修工事の発注者の責任と役割

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

⑤ 掲示等による事前調査結果・作業内容の周知

- **近隣対応は<u>リスクコミュニケーションガイドライン</u>に則りましょう**

周辺地域に関する情報収集の際の考え方は以下の通りです

リスクコミュニケーションを図る周辺住民等の範囲

- 周辺住民（当該建築物等周辺を通学や通勤に利用している者を含む）
- 周辺事業所

＜特に配慮が必要な施設や不特定多数の人が出入りする施設＞

- <u>保育所</u>や<u>学校</u>等の関係者（保護者等を含む。工事現場近くに学校がなくても通学路が存在すると対象となる可能性がある。）
- 病院、大型ショッピングセンター、イベントホール（コンサートホール、スポーツ施設など）などの関係者

＜当該建築物等や敷地の使用を継続した状態で解体等工事を行う場合＞

- 解体等工事を行う当該建築物等の内部、あるいは、その敷地内で活動する人
 （例）工場内の従事者、事務所ビルテナント従事者
- 当該建築物等、あるいは、敷地内の他の建築物等の管理者
- 当該建築物等が存在する敷地の管理者

地方公共団体の職員の皆様向け アスベスト対策強化オンラインセミナー 2026年4月

一般社団法人
建築物石綿含有建材調査者協会

⑧ 事後処理

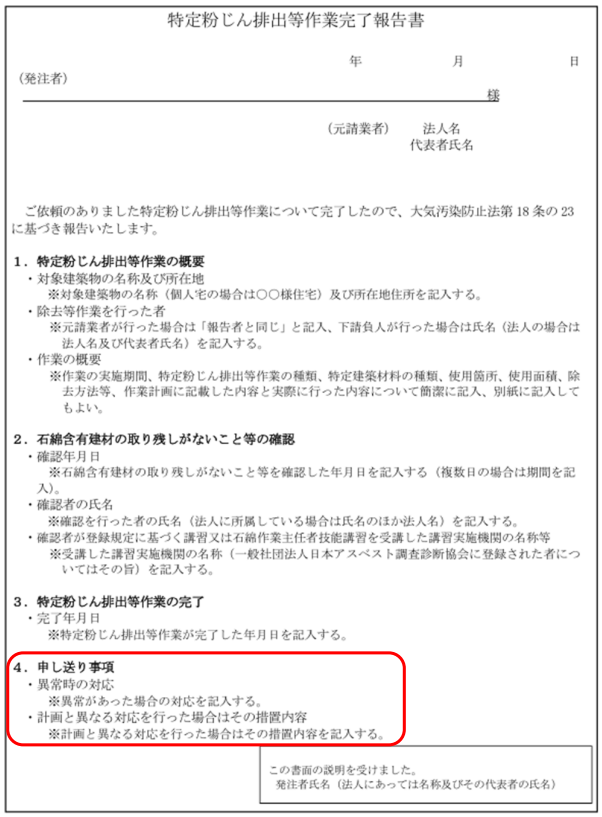
複製・転載を禁止します。

- **石綿作業後は速やかに作業完了報告書を確認しましょう**

解体等工事の元請業者は、除去等作業が終了したときはその結果を遅滞なく発注者に書面で報告する義務があります。

報告事項

- 特定粉じん排出等**作業の概要**
 対象建築物の名称及び所在地、
 除去等作業を行った者、作業の概要
- 石綿含有建材の**取り残しがないことの確認**
 確認年月日、確認結果、確認者の氏名･資格
- 特定粉じん排出等**作業の完了年月日**
- 申し送り事項
 異常時の対応、計画と異なる対応を行った場合はその措置内容



特定粉じん排出等作業完了報告書

年　月　日

（発注者）

様

（元請業者）　法人名
代表者氏名

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第 18 条の 23 に基づき報告いたします。

1．特定粉じん排出等作業の概要
・対象建築物の名称及び所在地
※対象建築物の名称（個人宅の場合は○○様住宅）及び所在地住所を記入する。
・除去等作業を行った者
※元請業者が行った場合は「報告者と同じ」と記入、下請負人が行った場合は氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入する。
・作業の概要
※作業の実施期間、特定粉じん排出等作業の種類、特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、除去方法等、作業計画に記載した内容と実際に行った内容について簡潔に記入、別紙に記入してもよい。

2．石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認
・確認年月日
※石綿含有建材の取り残しがないこと等を確認した年月日を記入する（複数日の場合は期間を記入）。
・確認者の氏名
※確認を行った者の氏名（法人に所属している場合は氏名のほか法人名）を記入する。
・確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等
※受講した講習実施機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者についてはその旨）を記入する。

3．特定粉じん排出等作業の完了
・完了年月日
※特定粉じん排出等作業が完了した年月日を記入する。

4．申し送り事項
・異常時の対応
※異常があった場合の対応を記入する。
・計画と異なる対応を行った場合はその措置内容
※計画と異なる対応を行った場合はその措置内容を記入する。

この書面の説明を受けました。
発注者氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

年　月　日